

平成28年  
経済センサス-活動調査  
卸売小売業・製造業の概要

常 滑 市



## はじめに

経済センサスは国内にあるすべての事業所及び企業を対象として実施される調査で、統計法に基づく基幹統計調査として実施されています。事業所・企業の基本的構造をあきらかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っています。「経済センサス-基礎調査」は平成21年7月に第1回調査を行い、「経済センサス-活動調査」は平成24年2月に第1回調査を行いました。今後、それぞれ5年毎に調査を実施することとしているものです。

本書は、第2回目となる平成28年経済センサス-活動調査の調査結果について、日本産業分類における「大分類E－製造業」、「大分類I－卸売業・小売業」に格付けられた事業所について、業種別、従業者規模別などを、総務省・経済産業省が公表した調査結果に基づき、本市で取りまとめたものです。

作成に当たり、本書が行政上の基礎資料はもとより、関係各方面で幅広く御利用いただければ幸いです。

なお、本書の刊行に当たり、格別の御協力をいただきました各事業所に対し厚くお礼申し上げますとともに、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年4月

常滑市企画課



# 目 次

利用上の注意	1
結果の概要	6
1 卸売業・小売業の概要	6
2 製造業の概要	10
統計表	13
(1) 卸売業・小売業産業別結果表	14
(2) 卸売業・小売業地区別集計	15
(3) 製造業産業中分類別結果表（従業者4人以上の事業所）	17
(4) 製造業従業者規模別結果表（従業者4人以上の事業所）	17
(5) 窯業土石製品の産業再分類別結果表（従業者4人以上の事業所）	18
(6) 従業者規模結果表（従業者4人以上の事業所）	18
付 録	19
付1 経済センサス活動調査規則	20



## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としています。

### (2) 調査の法的根拠

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として、経済センサス活動調査規則(平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号)に基づいて実施されたものです。

### (3) 調査の期日

平成 28 年 6 月 1 日現在を調査期日とし、一部項目については平成 27 年 1 月から平成 27 年 12 月までの 1 年間の実績を調査したものです。

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に掲げる産業に属する事業所のうち以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業を対象としています。

- ① 大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R－サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

### (5) 調査の方法

以下の 2 種類の方法で調査を行います。

- ①「調査員調査」 単独事業所企業については、調査員が事業所へ伺い調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行うもの。
- ②「直轄調査」 複数の事業所を有する企業については、行政機関が民間事業所を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を郵送回収する方法により行うもの。

## 2 利用上の注意

### (1) 卸売業・小売業

## ① 主な用語の説明

### ■ 事業所

物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、単一の経営主体のもとで、一定の場所(一区画)を占めて、従業者と設備を有し、継続的に行われているもの。

### ■ 卸売業

主として次に掲げる業務を行う事業所。

- ・ 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ・ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわら等)など)を販売する事業所
- ・ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所を除く)
- ・ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理業、仲立業)

### ■ 小売業

主として次の業務を行う事業所。

- ・ 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所
- ・ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ・ 別経営の事業所(官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている事業所)

### ■ 年間商品販売額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額を言い、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

### ■ 商品手持額

平成27年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入



時の原価による)。

■ 売場面積(小売業のみ)

平成 28 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)、店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売)については売場面積の調査を行っていない。

② 卸売業と小売業の分類

卸売業と小売業の分類は、次の表 1 のとおりです。

表 1 卸売業・小売業分類一覧

卸売業	小売業
50 各種商品卸売業	56 各種商品小売業
51 繊維・衣服等卸売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
52 飲食料品卸売業	58 飲食料品小売業
53 建築材料、鉱物、金属材料等卸売業	59 機械器具小売業
54 機械器具卸売業	60 その他の小売業
55 その他の卸売業	61 無店舗小売業

(2) 製造業

従業者 4 人以上の事業所の統計表を基本としています。

また、調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については集計から除外しました。

① 主な用語の説明

■ 原材料使用額等

平成 27 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入れ額であり、消費税額を含む。

■ 製造品出荷額等

平成 27 年 1 年間における製造品出荷額及び加工賃収入額並びにその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。

※ 内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額のことです。なお消費税額は以下の算式により推計しています。

ア 従業者 30 人以上の事業所

有形固定資産、製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額、原材料・燃料の在庫額及び品目別製造品在庫額が

(ア)消費税込みでの記入、もしくは消費税込み・抜きの明示がない事業所

$$\text{推計消費税額} = \{ \text{製造品出荷額等} \times (1 - \text{輸出比率}) - (\text{原材料使用額等} + \text{原材料及び燃料在庫額(年末-年初)}) - (\text{土地を除く有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定(増-減)}) \} \div 1.08 \times 0.05$$

(イ)消費税抜きでの記入の事業所

$$\text{推計消費税額} = \{ ((\text{製造品出荷額等} \times (1 - \text{輸出比率}) - \text{原材料使用額等}) \div 1.08) - (\text{原材料及び燃料在庫額(年末-年初)}) - (\text{土地を除く有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定(増-減)}) \} \times 0.05$$

イ 従業者 29 人以下の事業所

$$\text{推計消費税額} = \{ \text{製造品出荷額等} \times (1 - \text{輸出比率}) - \text{原材料使用額等} \} \div 1.08 \times 0.05$$

■ 生産額

$$\text{従業者 10 人以上の事業所} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

■ 付加価値額

$$\text{従業者 30 人以上の事業所} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{原材料使用額等} + \text{減価償却額} + \text{内国消費税額})$$

$$\text{従業者 29 人以下の事業所} = \text{製造品出荷額等} - (\text{原材料使用額等} + \text{内国消費税額})$$

② 産業分類の表示及び軽工業と重化学工業の分類について

結果表は日本標準産業分類の中分類別に表示しています。その名称は略称を用いており、略称及び軽工業と重工業の分類については次の表 1、2 のとおりです。

表 1 軽工業分類・略称一覧

産 業 分 類	略 称
09 食料品製造業	09 食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・飼料
11 繊維工業	11 繊維
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15 印刷・同関連業	15 印刷
18 プラスチック製品製造業	18 プラスチック
19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革製品

21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石
32 その他の製造業	32 その他

表2 重化学工業分類・略称一覧

産 業 分 類	略 称
22 鉄鋼業	22 鉄鋼
23 非鉄金属製造業	23 非鉄金属
24 金属製品製造業	24 金属製品
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品
29 電気機械器具製造業	29 電気機械
31 輸送用機械器具製造業	30 輸送機械

### (3) その他

ア 表及び図の数値の単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

イ 統計表で用いる符号は、次のとおりです。

「X」 = 事業所数2以下の場合及び事業所数3以上の場合でも前後の関連で数値が判明する場合は、その集計数値を統計法により秘匿したもの

「-」 = 該当数値なし

「△」 = マイナス

「…」 = 不詳

「0」または、「0.0」 = 単位未満

## 結 果 の 概 要

### 1 卸売業・小売業の概要

本市の卸売業・小売業に分類される事業所数は 543 事業所、従業者数が 3,630 人、年間商品販売額が 10,627,186 万円となっています。

これを卸売業、小売業別にみると、事業所数では卸売業では 97 事業所（構成比 17.9%）、小売業は 446 事業所（構成比 82.1%）となっています。小売業業種別で最も多いのが、その他を除くと飲食料品の 132 事業所（構成比 24.3%）、続いて織物・衣類・身の回り品の 80 事業所（構成比 14.7%）となっています。従業者数では卸売業 542 人（構成比 14.9%）、小売業 3,088 人（構成比 85.1%）となっています。小売業業種別で最も多いのが、飲食料品の 1,376 人（構成比 37.9%）、続いてその他を除くと機械器具の 351 人（構成比 9.7%）となっています。年間商品販売額では卸売業は 5,277,495 万円（構成比 49.7%）、小売業 5,349,691 万円（構成比 50.3%）となっています。小売業業種別で最も多いのが飲食料品の 1,977,211 万円（構成比 18.6%）続いて、その他を除くと機械器具で 1,021,586 万円（構成比 9.6%）となっています。

なお、新規事業所の一部や個人経営の事業所等は、本集計に含まれておりません。

表 1 事業所数・従業者数・年間商品販売額

	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(万円)		
	平成24年	平成28年	構成比	平成24年	平成28年	構成比	平成24年	平成28年	構成比
総数	593	543	100.0	3,708	3,630	100.0	5,187,172	10,627,186	100.0
卸売業	120	97	17.9	654	542	14.9	1,446,142	5,277,495	49.7
小売業	473	446	82.1	3,054	3,088	85.1	3,741,030	5,349,691	50.3
各種商品	1	4	0.7	4	25	0.7	X	46,738	0.4
織物・衣服・身の回り品	72	80	14.7	265	328	9.0	199,824	321,389	3.0
飲食料品	137	132	24.3	1,328	1,376	37.9	1,459,201	1,977,211	18.6
機械器具	56	59	10.9	282	351	9.7	557,091	1,021,586	9.6
その他	199	164	30.2	1,085	946	26.1	X	1,848,955	17.4
無店舗	8	7	1.3	90	62	1.7	149,339	133,812	1.3

注) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

図1 業種別事業所数構成比

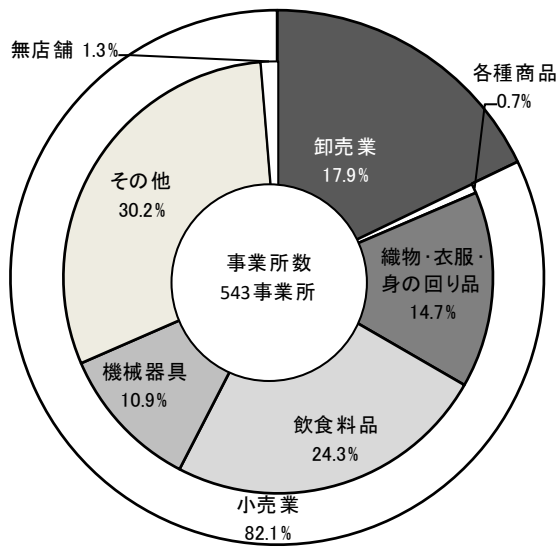


図2 業種別従業者数構成比

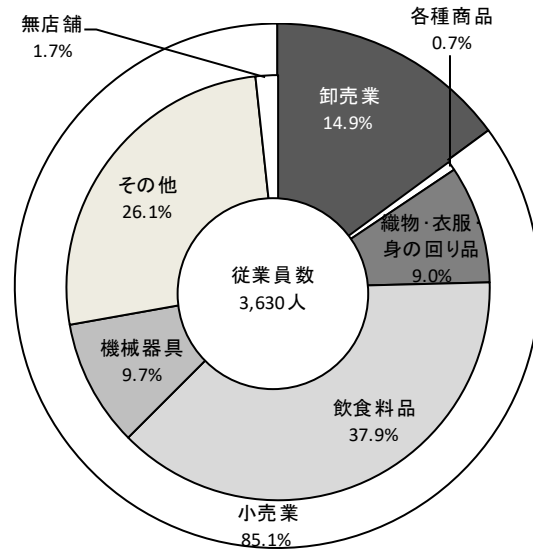
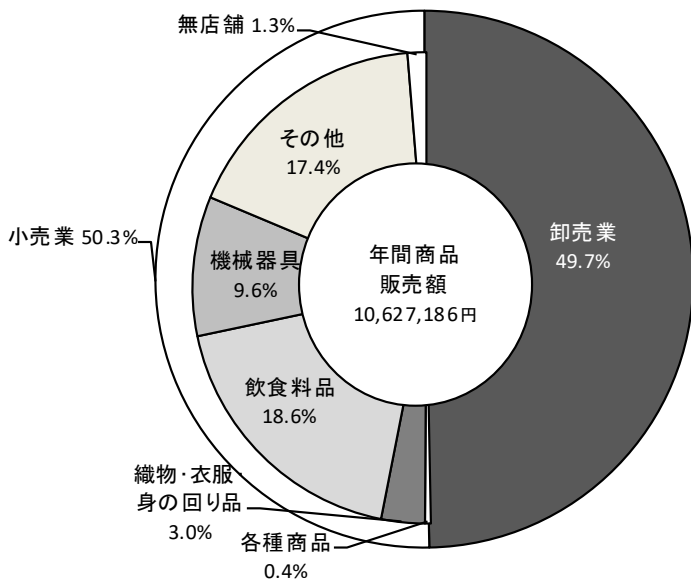


図3 業種別年間商品販売額構成比



## 2 地区別概要

地区別では、常滑地区が各項目ともに全体の5割～7割程度を占めており、次いで鬼崎地区となっています。平成24年と比較すると、事業所数と従業者数は微減し、年間商品販売額は倍増となりました。りんくう町にイオンモール常滑が開業するなど多くの事業所が新設されましたが、新規事業所の一部や個人経営の事業所等は本集計に含まれておらず、実際にはこれより多い数値になるものと考えられます。

表2 地区別事業所数、従業者数、年間商品販売額の概要

	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(万円)		
	平成24年	平成28年	構成比	平成24年	平成28年	構成比	平成24年	平成28年	構成比
三和地区	37	54	9.9	175	249	6.9	190,770	455,851	4.3
大野地区	46	41	7.6	167	110	3.0	105,579	83,100	0.8
鬼崎地区	119	89	16.4	1,050	966	26.6	1,881,550	2,062,258	19.4
常滑地区	302	287	52.8	1,924	1,980	54.6	2,575,110	7,656,407	72.0
(うち市街地分)	(258)	(201)	(37.0)	(1,555)	(1,284)	(35.4)	(2,313,075)	(2,723,849)	(25.6)
(うちセントレア・りんくう町分)	(44)	(86)	(15.8)	(369)	(696)	(19.2)	(262,035)	(4,932,558)	(46.4)
西浦地区	63	52	9.6	244	194	5.3	307,058	256,300	2.4
小鈴谷地区	26	20	3.7	148	131	3.6	127,105	113,270	1.1
総計	593	543	100.0	3,708	3,630	100.0	5,187,172	10,627,186	100.0

※平成24年の(うちセントレア・りんくう町分)は、セントレアのみ。りんくう町は(うち市街地分)に含まれる。  
 ※新規事業所の一部や個人経営の事業所等は、本集計に含まれていない。

図4 地区別事業所数構成比

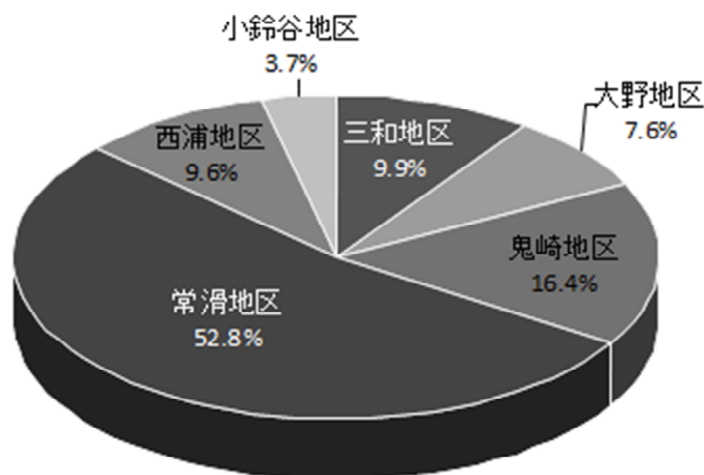


图5 地区別従業者数構成比

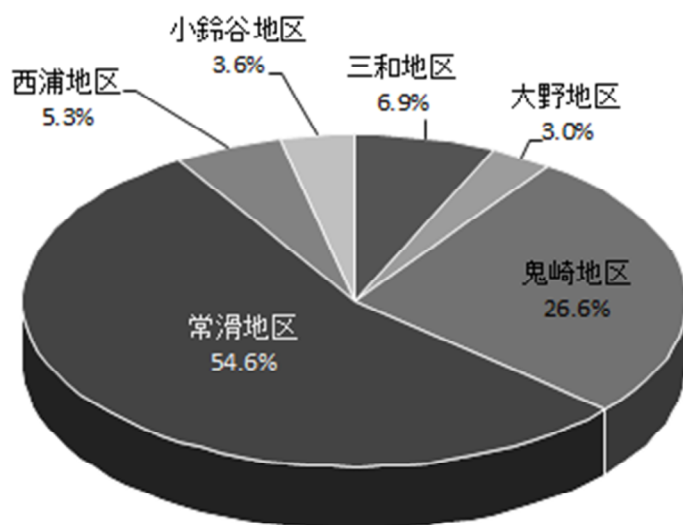
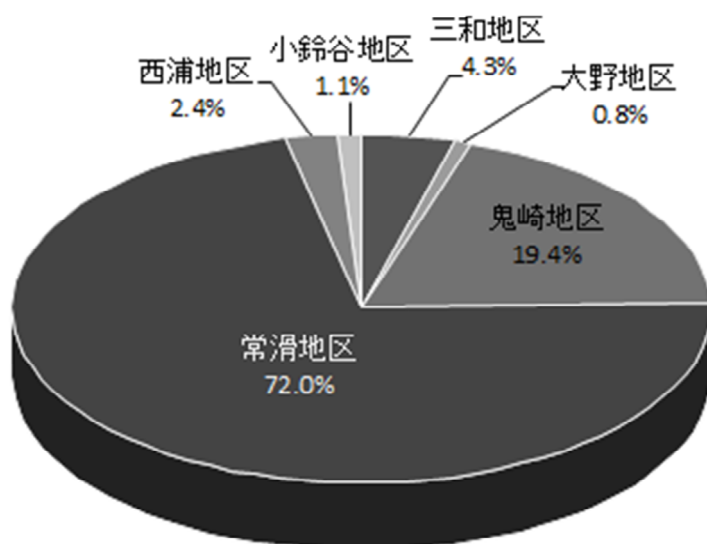


图6 地区別年間商品販売額構成比



## 2 製造業の概要

本市の製造業に分類される事業所数は161事業所、従業者数は5,465人となっています。また、製造品出荷額等は、10,798,730万円、付加価値額は4,187,219万円となっています。平成24年と比較すると、すべての項目において減少しました。

部門別では、軽工業が105事業所（構成比65.2%）、重化学工業が56事業所（構成比34.8%）となりました。業種別で最も多いのが窯業・土石の60事業所（構成比37.3%）、次いで輸送機械の17事業所（構成比10.6%）となっています。従業者数は、軽工業が3,702人（構成比67.7%）、重化学工業が1,763人（構成比32.3%）となりました。業種別で最も多いのが窯業・土石の2,134人（構成比39.0%）、次いで輸送機械の801人（14.7%）となっています。

表3 事業所数・従業者数

区分	事業所数			従業者数		
	平成24年	28年	構成比	平成24年	28年	構成比
総数	173	161	100.0	5,784	5,465	100.0
軽工業	111	105	65.2	3,210	3,702	67.7
食料品	12	10	6.2	539	528	9.7
繊維	7	7	4.3	69	113	2.1
家具・装備品	5	6	3.7	316	339	6.2
プラスチック	7	8	5.0	271	308	5.6
窯業・土石	68	60	37.3	1,733	2,134	39.0
その他の業種	12	14	8.7	282	280	5.1
重化学工業	62	56	34.8	2,574	1,763	32.3
鉄鋼	5	3	1.9	216	177	3.2
金属製品	8	11	6.8	132	206	3.8
生産用機械	18	13	8.1	366	186	3.4
輸送機械	20	17	10.6	1,578	801	14.7
その他の業種	11	12	7.5	282	393	7.2



製造品出荷額等は 10,798,730 万円で、部門別では、軽工業が 7,506,515 万円（構成比 69.5%）重化学工業が 3,292,215 万円（構成比 30.5%）となっています。業種別で最も多いのが窯業・土石の 2,884,807 万円（構成比 26.7%）、次いで家具・装備品の 2,332,66 万円（構成比 21.6%）となっています。

生産額は 10,115,638 万円で、部門別では軽工業が 6,922,125 万円（構成比 68.4%）、重化学工業が 3,193,513 万円（構成比 31.6%）となっています。業種別で最も多いのが窯業・土石の 2,522,501 万円（構成比 24.9%）、次いで家具・装備品の 2,233,995 万円（構成比 22.1%）となっています。なお、生産額は従業者 10 人以上の事業所のみの数値です。

表 4 製造品等出荷額・生産額

区分	製造品等出荷額(万円)			生産額(万円)※		
	平成24年	28年	構成比	平成24年	28年	構成比
総数	13,569,637	10,798,730	100.0	13,039,908	10,115,638	100.0
軽工業	12,877,195	7,506,515	69.5	12,341,454	6,922,125	68.4
食料品	5,989,198	779,699	7.2	5,609,450	772,632	7.6
繊維	653,057	123,175	1.1	604,852	107,111	1.1
家具・装備品	661,442	2,332,660	21.6	638,703	2,233,995	22.1
プラスチック	3,417,286	514,944	4.8	3,490,184	477,937	4.7
窯業・土石	443,444	2,884,807	26.7	432,816	2,522,501	24.9
その他の業種	1,712,768	871,230	8.1	1,565,449	807,949	8.0
重化学工業	692,442	3,292,215	30.5	698,454	3,193,513	31.6
鉄鋼	32,886	397,084	3.7	32,081	398,129	3.9
金属製品	81,626	502,221	4.7	85,921	483,346	4.8
生産用機械	205,149	282,874	2.6	208,367	270,029	2.7
輸送機械	252,196	1,333,828	12.4	250,602	1,286,527	12.7
その他の業種	120,585	776,208	7.2	121,483	755,482	7.5

※生産額(平成28年)は、従業者10人以上の事業所のみの数値。

付加価値額は4,187,219万円で、部門別では軽工業が3,010,222万円(構成比71.9%)、重化学工業が1,176,997万円(構成比28.1%)となっています。業種別で最も多いのが窯業・土石の1,333,105万円(構成比31.8%)次いで家具・装備品の626,975万円(構成比15.0%)となっています。

原材料使用額等は5,565,709万円で、部門別では軽工業が3,621,395万円(構成比65.1%)、重化学工業が1,944,314万円(構成比34.9%)となりました。業種別で最も多いのが家具・装備品の1,563,669万円(構成比28.1%)次いで窯業・土石の1,025,351万円(構成比18.4%)となりました。

表5 付加価値額・原材料使用額等

区分	付加価値額(万円)			原材料使用額等(万円)		
	平成24年	28年	構成比	平成24年	28年	構成比
総数	5,139,812	4,187,219	100.0	7,843,608	5,565,709	100.0
軽工業	4,782,298	3,010,222	71.9	3,828,615	3,621,395	65.1
食料品	2,659,334	400,678	9.6	358,440	327,751	5.9
繊維	262,878	54,599	1.3	21,278	63,523	1.1
家具・装備品	189,027	626,975	15.0	1,571,185	1,563,669	28.1
プラスチック	863,843	199,399	4.8	265,204	271,358	4.9
窯業・土石	227,205	1,333,105	31.8	1,343,417	1,025,351	18.4
その他の業種	580,011	395,466	9.4	269,091	369,743	6.6
重化学工業	357,514	1,176,997	28.1	4,014,993	1,944,314	34.9
鉄鋼	16,453	95,006	2.3	525,270	293,639	5.3
金属製品	37,514	233,745	5.6	161,994	239,554	4.3
生産用機械	71,251	149,568	3.6	347,493	117,667	2.1
輸送機械	161,220	442,452	10.6	2,736,036	799,725	14.4
その他の業種	71,076	256,226	6.1	244,200	493,729	8.9

# 統計表

(1) 卸売業・小売業 産 業 別 結 果 表

産 業 分 類	項 目	事 業 所		業 業 所		業 業 所		業 業 所		業 業 所		業 業 所		年 間 商 品 販 売 額 (万円)	そ の 他 の 収 入 額 (万円)	売 場 面 積 (㎡)
		計		計		計		計		計		計				
		うち 法人	2人以下	3~4人	5~9人	10~ 19人	20~ 29人	30人 以上	計	男	女	計	男			
総	数	543	314	221	111	64	20	12	3,630	1,368	2,262	10,627	164,290	74,848		
卸	業	97	64	37	22	10	3	2	542	276	266	5,277	75,525	-		
小	業	446	250	184	89	92	17	10	3,088	1,092	1,996	5,349	88,765	74,848		
	各 種 商 品	4	3	-	1	3	-	-	25	8	17	46,738	577	1,093		
	織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品	80	51	33	20	22	4	1	328	71	257	321,389	-	10,059		
	飲 食 料 品	132	68	49	22	20	30	5	1,376	366	1,010	1,977,211	2,729	22,255		
	機 械 器 具	59	36	23	10	15	8	2	351	235	116	1,021,586	72,004	10,695		
	そ の 他	164	89	75	36	207	12	7	946	392	554	1,848,955	13,455	30,746		
	家 具 ・ 建 具 ・ 量	11	2	9	2	-	-	-	23	17	6	6,855	-	-		
	じ ゅ う 器	31	12	26	1	4	-	-	64	22	42	39,646	225	2,546		
	医 薬 品 ・ 化 粧 品	35	21	14	9	3	5	3	236	54	182	449,886	451	6,906		
	農 耕 用 品	1	-	1	-	-	-	-	2	-	2	X	-	-		
	燃 料	28	22	6	10	9	2	1	152	101	51	604,858	1,051	1,748		
	書 籍 ・ 文 房 具	8	3	1	1	2	1	1	146	62	84	53,571	242	990		
	ス ポー ツ 用 品 ・ が ん 具 ・ 娛 楽 用 品 ・ 薬	9	4	5	1	2	1	-	40	17	23	29,761	5,401	1,484		
	写 真 機 ・ 時 計 ・ 眼 鏡	8	7	2	2	3	1	-	42	20	22	X	-	563		
	他 に 分 類 さ れ な い 小 売 業	33	18	11	10	8	1	2	241	99	142	624,855	6,085	16,509		
	無 店 舗	7	3	4	-	1	-	2	62	20	42	133,812	-	-		

注) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

## (2) 卸売業・小売業 地区別集計

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
<b>【三和】</b>					
総	54	249	455,851	12,205	3,738
卸	21	109	233,643	9,084	-
小	33	140	222,208	3,121	3,738
各種商品	1	8	X	-	X
織物・衣服・身の回り品	4	10	X	-	X
飲食料品	6	53	64,736	-	624
機械・器具	4	15	13,233	2,576	165
その他	18	54	113,219	545	1,899
無店舗	-	-	-	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
<b>【大野】</b>					
総	41	110	83,100	3,646	482
卸	7	24	37,684	3,000	-
小	34	86	45,416	646	482
各種商品	1	8	X	X	X
織物・衣服・身の回り品	7	15	6,558	-	103
飲食料品	10	20	8,502	-	70
機械・器具	3	6	X	X	X
その他	13	37	23,204	-	229
無店舗	-	-	-	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
<b>【鬼崎】</b>					
総	89	966	2,062,258	63,717	29,781
卸	18	87	335,147	34,556	-
小	71	879	1,727,111	29,161	29,781
各種商品	-	-	-	-	-
織物・衣服・身の回り品	7	38	70,695	-	2,697
飲食料品	21	468	676,670	-	7,557
機械・器具	15	123	354,786	21,950	5,739
その他	28	250	624,960	7,211	13,788
無店舗	-	-	-	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
<b>【常滑】</b>					
総	287	1,980	7,656,407	32,159	39,619
卸	39	247	4,539,664	5,491	-
小	248	1,733	3,116,743	26,668	39,619
各種商品	2	9	X	-	X
織物・衣服・身の回り品	57	256	233,371	-	6,893
飲食料品	72	713	1,156,088	-	13,431
機械・器具	30	183	602,094	25,982	X
その他	83	535	989,853	686	14,481
無店舗	4	37	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
(常滑地区のうち市街地分)					
総	201	1,284	2,723,849	31,884	29,149
卸	36	210	558,459	5,491	-
小	165	1,074	2,165,390	26,393	29,149
各種商品	1	4	X	-	-
織物・衣服・身の回り品	24	83	77,006	-	2,001
飲食料品	46	445	764,253	-	11,396
機械・器具	26	162	537,546	25,968	4,239
その他	65	348	678,959	425	11,513
無店舗	3	32	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
(常滑地区のうちセントレア・りんくう町分)					
総	86	696	4,932,558	275	10,470
卸	3	37	3,981,205	-	-
小	83	659	951,353	275	10,470
各種商品	1	5	X	-	X
織物・衣服・身の回り品	33	173	156,365	-	4,892
飲食料品	26	268	391,835	-	2,035
機械・器具	4	21	64,548	14	X
その他	18	187	310,894	261	2,968
無店舗	1	5	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
【西浦】					
総数	52	194	(万円) 256,300	(万円) 27,239	(㎡) 1,065
卸売業	10	56	117,536	23,394	-
小売業	42	138	138,764	3,845	1,065
各種商品	-	-	-	-	-
繊維・衣服・身の回り品	4	7	2,675	-	306
飲食料品	15	65	40,338	2,729	530
機械・器具	3	4	X	348	-
その他	19	61	92,937	768	229
無店舗	1	1	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
【小鈴谷】					
総数	20	131	(万円) 113,270	(万円) 25,324	(㎡) 163
卸売業	2	19	13,821	-	-
小売業	18	112	99,449	25,324	163
各種商品	-	-	-	-	-
繊維・衣服・身の回り品	1	2	X	-	-
飲食料品	8	57	30,877	-	43
機械・器具	4	20	43,839	21,079	-
その他	3	9	4,782	4,245	120
無店舗	2	24	X	-	-

注) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

(3) 製造業 産業中分類別結果表(従業者4人以上の事業所)

産業中分類	事業所数	従業者数(人)		現金給与額	原材料 使用額等	製造品出荷額等			生産額 (10人以上事業所)	付加価値額		
		総数	男			女	総数	製造品 出荷額			加工賃 収入額	
											その他 収入額	
F 製造業 総計	161	5,465	3,563	1,902	2,110,258	5,565,709	10,798,730	10,140,088	613,455	45,187	10,115,638	4,187,219
09 食料品	10	528	285	243	169,360	327,751	779,699	753,544	26,124	31	772,632	400,678
10 飲料・飼料	2	45	25	20	X	X	X	X	-	-	X	X
11 繊維	7	113	32	81	26,309	63,523	123,175	51,165	65,700	6,310	107,111	54,599
12 木材・木製品	2	11	8	3	X	X	X	X	X	X	-	X
13 家具・装備品	6	339	260	79	194,283	1,563,669	2,332,660	2,327,097	5,563	-	2,233,995	626,975
14 パルプ・紙	5	133	81	52	43,897	110,394	208,500	202,770	-	5,730	191,525	81,738
15 印刷	3	50	30	20	16,117	23,202	57,319	56,901	-	418	42,208	31,650
18 プラスチック	8	308	154	154	113,831	271,358	514,944	514,944	-	-	477,937	199,399
21 窯業・土石	60	2,134	1,526	608	803,082	1,025,351	2,884,807	2,756,956	118,798	9,053	2,522,501	1,333,105
22 鉄鋼	3	177	152	25	X	X	X	X	X	-	X	X
23 非鉄金属	1	6	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-
24 金属製品	11	206	153	53	104,278	239,554	502,221	439,742	62,320	159	483,346	233,745
25 はん用機械	6	220	183	37	112,401	332,440	507,164	450,777	37,513	18,874	487,120	161,667
26 生産用機械	13	186	142	44	88,695	117,667	282,874	260,084	22,073	717	270,029	149,568
27 業務用機械	1	7	2	5	X	X	X	X	-	-	-	X
28 電子部品	1	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-
29 電気機械	3	156	51	105	40,475	161,067	267,444	126,540	140,454	450	268,362	93,283
31 輸送機械	17	801	452	349	289,887	799,725	1,333,828	1,211,284	122,509	35	1,286,527	442,452
32 その他	2	41	22	19	X	X	X	X	-	-	X	X

※個人経営事業所は、事業所数・従業者数のみ記載。

(4) 製造業 従業者規模別結果表(従業者4人以上の事業所)

従業者規模	事業所数	従業者数		現金給与額	原材料 使用額等	製造品出荷額等			生産額 (10人以上事業所)	付加価値額		
		総数	男			女	総数	製造品 出荷額			加工賃 収入額	
											その他 収入額	
F 製造業 総計	161	5,465	3,563	1,902	2,110,258	5,565,709	10,798,730	10,140,088	613,455	45,187	10,115,638	4,187,219
4 ~ 9 人	67	381	208	173	82,111	113,265	271,227	234,641	29,172	7,414	-	146,285
10 ~ 29 人	57	967	557	410	289,404	585,732	1,347,059	1,100,252	218,551	28,256	1,323,990	652,028
30 ~ 99 人	24	1,174	742	432	485,148	1,466,372	2,730,411	2,474,392	246,502	9,517	2,668,013	1,041,999
100 人以上	13	2,943	2,056	887	1,253,595	3,400,340	6,450,033	6,330,803	119,230	-	6,123,635	2,346,907

(5) 窯業土石製品の産業細分類別結果表(従業員4人以上の事業所)

産業細分類	事業所数	従業員数(人)			現金給与額	原材料使用額等	製造品出荷額等			生産額 (10人以上事業所)	付加価値額	
		総数	男	女			総数	出荷額	加工賃			その他
総計	60	2,134	1,526	608	803,082	1,025,351	2,884,807	2,756,956	118,798	9,053	2,522,501	1,333,105
2122 生コンクリート	1	4	2	2	X	X	X	X	X	X	X	X
2123 コンクリート製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2129 その他のセメント製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2131 粘土かわら	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2132 普通れんが	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2139 その他の建設用粘土製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2141 衛生陶器	9	1,365	1,084	281	581,399	658,397	1,965,609	1,878,145	87,464	-	1,740,849	898,217
2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器	16	121	44	77	10,206	8,530	30,531	28,032	-	2,499	12,278	20,375
2143 陶磁器製置物	4	29	11	18	4,802	4,789	10,520	10,520	-	-	-	5,307
2144 電気用陶磁器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2146 陶磁器製タイル	15	443	283	160	166,765	261,188	696,280	671,870	23,730	680	621,755	326,283
2147 陶磁器絵付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2148 陶磁器用坯土	2	25	22	3	X	X	X	X	X	X	X	X
2149 その他の陶磁器・同関連製品	6	73	37	36	15,198	23,540	52,828	46,070	5,732	1,026	46,112	27,118
2152 不定形耐火物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2159 その他の耐火物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2172 研削と石	1	17	10	7	X	X	X	X	-	-	X	X
2179 その他の研磨材・同製品	2	30	15	15	X	X	X	X	-	-	X	X
2186 鉱物・土石粉砕等処理	1	4	2	2	X	X	X	X	-	-	-	X
2192 石こう(膏)製品	3	23	16	7	3,892	2,511	11,007	6,830	1,872	2,305	6,888	7,866
2199 他に分類されない窯業・土石製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※個人経営事業所は、事業所数・従業員数のみ記載。

(6) 従業員規模別結果表(従業員4人以上の事業所)

従業員規模	事業所数	従業員数(人)			現金給与額	原材料使用額等	製造品出荷額等			生産額 (10人以上事業所)	付加価値額	
		総数	男	女			総数	出荷額	加工賃			その他
総計	60	2,134	1,526	608	803,082	1,025,351	2,884,807	2,756,956	118,798	9,053	2,522,501	1,333,105
4 ~ 9 人	31	179	87	92	30,804	41,938	96,299	78,191	14,003	4,105	-	50,337
10 ~ 19 人	14	194	101	93	37,779	102,375	190,647	174,100	11,599	4,948	189,823	81,924
20 ~ 29 人	6	140	101	39	46,262	43,279	117,478	84,593	32,885	-	121,178	68,717
30 ~ 49 人	2	88	61	27	X	X	X	X	X	-	X	X
50 ~ 99 人	3	225	172	53	X	X	X	X	X	-	X	X
100 人以上	4	1,308	1,004	304	534,622	485,640	1,856,958	1,856,958	-	-	1,617,790	944,123



付 録

## 経済センサス活動調査規則

(平成23年6月17日総務省・経済産業省令第1号)

改正：平成24年1月6日総務相・経済産業省令第1号

改正：平成27年9月18日総務省・経済産業省令第2号

統計法（平成19年法律第53号）第18条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項及び統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第1の1の項の規定に基づき、並びに統計法及び同令第4条第1項の規定を実施するため、経済センサス活動調査規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 統計法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査（経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）第1条に規定するもの（以下「経済センサス基礎調査」という。）を除く。以下「経済センサス活動調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 経済センサス活動調査は、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

(定義)

第3条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 事業所 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所
- 2 企業 法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を営む個人

(調査日)

第4条 経済センサス活動調査は、直前の経済センサス活動調査を行った年から5年目に当たる年（以下「実施年」という。）の6月1日現在によって行う。

(調査の対象)

第5条 経済センサス活動調査は、法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で調査困難地域内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- 1 大分類A—農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 2 大分類B—漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

3 大分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類791その他の生活関連サービス業（小分類番号792家事サービス業に限る。）に属する事業所

4 大分類R—サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類961外国公務に属する事業所

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査事項等）

第6条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

- 1 名称及び電話番号
- 2 所在地
- 3 事業所の移転及び名称変更の有無
- 4 開設時期
- 5 経営組織
- 6 協同組合の種類
- 7 学校及び学校教育支援機関の種類
- 8 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
- 9 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- 10 本所か否か
- 11 支所の数
- 12 事業の内容
- 13 事業所の形態
- 14 管理・補助的業務の種類
- 15 従業者数
- 16 電子商取引の有無及び割合
- 17 設備投資の有無及び取得額
- 18 自家用自動車の保有台数
- 19 土地及び建物の所有の有無
- 20 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- 21 決算月
- 22 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
- 23 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
- 24 本支店間移動の割合
- 25 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- 26 相手先別収入割合

- 27 費用
- 28 リース契約による契約額及び支払額
- 29 有形固定資産
- 30 生産数量及び生産金額
- 31 製造品在庫額
- 32 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- 33 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- 34 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- 35 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- 36 直接輸出額の割合
- 37 主要原材料名
- 38 工業用地及び工業用水
- 39 作業工程
- 40 商品手持額
- 41 小売販売額の商品群別割合
- 42 小売販売額の商品販売形態別割合
- 43 セルフサービス方式の採用
- 44 売場面積
- 45 営業時間
- 46 施設又は店舗の形態
- 47 チェーン組織への加盟
- 48 業態別工事種類
- 49 宿泊業の収容人数及び客室数
- 50 取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
- 51 同業者との契約割合
- 52 信用事業又は共済事業の実施の有無
- 53 消費税の税込記入・税抜記入の別

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(統計調査員)

第7条 法第14条に規定する統計調査員として経済センサス活動調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第3項に規定する指導員にあっては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

1 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員

2 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官

- 2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則第十条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、特別の事情により、調査員が第2項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣及び経済産業大臣の定める事項を市町村長に通知し、並びに総務大臣及び経済産業大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第8条 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

- 2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（名簿等の作成）

第9条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第10条 次の表第1欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる者が、それぞれ同表第3欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第4欄に掲げる者が、それぞれ同表第5欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
1 企業の調査事業	調査員(第7	1の項第1	調査員又は市	1の項第1欄

<p>所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所(いずれも指定地域(東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。)内にあるものを除く。)</p> <p>イ 調査用名簿に記載されていないもの</p> <p>ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1)本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2)指定企業(調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。)の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1)本所となる調査事業所であるか又は</p>	<p>条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第12条第1項及び第13条第1項において同じ。)</p>	<p>欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。</p>	<p>町村長(ただし、積雪地域(積雪の度が高い地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。)においては、市町村長)</p>	<p>に掲げる調査事業所から、調査員にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。ただし、積雪地域においては、市町村長が同欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
---	--	-------------------------------	---	---

<p>支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと</p>				
<p>2 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ロ 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ニ 従業者数が30人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ホ 同一の市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所</p>	<p>総務大臣及び経済産業大臣</p>	<p>2の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。</p>	<p>市長(特別区の長を含む。以下同じ。)</p>	<p>2の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。</p>

であること。				
<p>3 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ロ 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>ニ 従業者数が30人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ホ 同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所(同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。)として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p>	総務大臣及び経済産業大臣	3の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	3の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
4 企業の調査事業所のうち次に掲げる	総務大臣及び経済産業大臣	大臣4の項第1欄に掲	総務大臣及び経済産業	4の項第1欄に掲げる調査



<p>もの</p> <p>イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(4) 従業者数が30人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>(5) 2以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所(同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。)として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p>	<p>大臣</p>	<p>げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。</p>		<p>事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。</p>
--	-----------	--	--	--

<p>(1)本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2)指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>(3)支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(4)従業者数が不明又は30人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1)支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2)指定企業の調査事業所であること。</p>				
<p>5 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所(企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及</p>	<p>総務大臣及び経済産業大臣</p>	<p>5の項第1欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。</p>	<p>総務大臣及び経済産業大臣</p>	<p>5の項第1欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p>

<p>び法人以外の団体の調査事業所にあつては指定地域内にあるものに限る。)</p> <p>イ 調査用名簿に記載されていないもの</p> <p>ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1)本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2)指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1)本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2)指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ニ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1)本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2)指定企業の調査事業所であること。</p>				
---	--	--	--	--

備考 この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されている場所のいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。

- 2 前項の規定により行う経済センサス活動調査は、実施年の5月20日から7月31日までの間において行う。
- 3 第1項の表1の項第1欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。
- 4 第1項の表2の項から5の項までの第1欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

(事務の委託)

第10条の2 都道府県知事は、経済センサス活動調査に関する事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、複合商業施設等について、調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、	第10条の2第1項に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体のうち同項の規定により調査員が行うこととされている事務を委託された者（以下「委託管理団体」という。）は、
	担当調査区（経済センサス基礎調査規則第10条第1項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	担当調査区のうち当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設
	担当調査区内	担当調査区のうち当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設内
第7条第5項	統計調査員を設置した	委託を行った
	統計調査員の氏名	委託管理団体の名称

第8条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証
第8条第1項	市町村長	都道府県知事
	統計調査員	委託管理団体
	その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票	委託管理団体証
第8条第2項	統計調査員	委託管理団体に所属し、氏名された者
	証票	委託管理団体証
第10条第1項の表1の項第2欄	調査員(第7条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第12条第1項及び第13条第1項において同じ。)	委託管理団体に所属し、指名された者
第10条第1項の表1の項第4欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第10条第1項の表1の項第5欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第12条第1項の表1の項第4欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第13条第1項	統計調査員	委託管理団体
	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第13条第2項	統計調査員	委託管理団体

(期間の変更)

第11条 市町村長は、第10条第1項(同項の表1の項及び2の項に係る部分に限る。)の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第2項に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第10条第1項(同項の表3の項に係る部分に限る。)の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第2項に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第10条第1項(同項の表4の項及び5の項に係る部分に限る。)の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第2項

に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

(報告の義務及び方法)

第12条 次の表第1欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第3欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第4欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 第10条第1項の表1の項第1欄に掲げる調査事業所	1の項第1欄に掲げる調査事業所の事業主	1の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び1の項第2欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること又は市町村長に当該調査票を提出すること。ただし、積雪地域においては、調査票に記入し、市町村長に当該調査票を提出すること。
2 第10条第1項の表2の項第1欄に掲げる調査事業所	2の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	2の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
3 第10条第1項の表3の項第1欄に掲げる調査事業所	3の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	3の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
4 第10条第1項の表4	4の項第1欄に掲げる調査事業所	4の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

の項第1欄に掲げる調査事業所	を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	
5 第10条第1項の表5の項第1欄に掲げる調査事業所	5の項第1欄に掲げる調査事業所の事業主	5の項第1欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び5の項第2欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

2 事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

(調査票等の提出等)

第13条 統計調査員は、第10条第1項の規定により調査員が調査事業所から収集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により統計調査員から市町村長に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十条第一項の規定により市町村長が調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から都道府県知事に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第10条第1項の規定により都道府県知事が調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣及び経済産業大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

(電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等)

第14条 次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を使用して行い、又は行わせることができる。

1 第10条第1項(同項の表2の項から4の項までに係る部分に限る。)及び第12条第1項(同項の表2の項から4の項までに係る部分に限る。)の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

2 前条第2項の規定による調査票(第10条第1項(同項の表2の項に係る部分に限る。)及び第12条第1項(同項の表2の項に係る部分に限る。)の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。)の提出の手続

- 3 前条第3項の規定による調査票（第10条第1項（同項の表2の項及び3の項に係る部分に限る。）及び第12条第1項（同項の表2の項及び3の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続
- 2 前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第12条第1項（同項の表2の項から4の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。
- 3 前2項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による調査票の回収又は提出の手続等）

第15条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。

- 1 第10条第1項及び第12条第1項の規定による調査票の回収又は提出の手続
  - 2 第13条第2項の規定による調査票の提出の手続
  - 3 第13条第3項の規定による調査票の提出の手続
- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第12条第1項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

（結果の公表等）

第16条 総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（事業所及び企業の名簿の作成）

第17条 総務大臣及び経済産業大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。

（調査票等の保存）

第18条 総務省統計局長は、調査票を3年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）

第2条 経済産業大臣は、第13条第三項及び第16条の規定による調査票の審査に



利用させることを目的として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）第21条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち直前に行った同規則第1条に規定する工業調査の調査票の内容を記録したもの及び商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）第22条第2項の規定により保存されている電磁的記録のうち直前に行った同規則第1条に規定する商業調査の調査票の内容を記録したものをそれぞれ複写し、並びに当該複写した電磁的記録を総務大臣、経済産業大臣及び都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

- 2 総務大臣、経済産業大臣及び都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成30年3月31日まで保存するものとする。

附 則（平成24年1月6日総務省・経済産業省令第1号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月18日総務省・経済産業省令第2号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行後最初の経済センサス活動調査の実施についての改正後の規則第4条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス活動調査を行った年から5年目に当たる年」とあるのは、「平成28年」とする。

平成 28 年経済センサス - 活動調査  
卸売小売業・製造業の概要  
平成 30 年 4 月発行

発行 常滑市

編集 常滑市企画部企画課

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4-1

TEL:0569-47-6111

FAX:0569-35-4329

URL:<http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

E-Mail:[kikaku@city.tokoname.lg.jp](mailto:kikaku@city.tokoname.lg.jp)